

(前文)

人間は、この世に生を受け、様々な出会いや経験を重ねながら、人生を歩んでいきますが、生まれたからには、必ず終わりの時が来ます。

自分の人生の終わりをどのように迎えるのか、いわゆるエンディングへの考えは、人それぞれに異なります。

かつては、家族や地域のつながりが大きく、エンディングに関わる多くのことは、そのつながりの中で解決できました。しかし、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、人々の暮らし方や、それに伴うエンディングに対する考え方は多様化しています。

自らの死や、その後に目を向けると、誰もが少なからず不安を感じるものです。その不安は、今のうちにできること、やるべきことを整理する中で、少しずつ軽減していくことができます。

そこで本市は、自分のために、そして残る親族や支えてくれた人々のためにも、生きている今を大切にしながら、死と向き合い、その準備を整えていく活動である「終活」に取り組む市民に敬意を表し、これを支援するため、本条例を制定します。

【解説】

- ・この条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・かつては、家族や地域とのつながりの中で、エンディングに関わる多くのことを解決してきましたが、長寿化、核家族化などの社会構造の変化等により、人々の暮らし方や、それに伴うエンディングに対する考え方が多様化する中で、周囲の人々への影響を考慮しつつ自分らしい最期を迎えるためには、一人ひとりがさまざまな知識を身につけ、選択していかなければならなくなりました。
- ・人生の終わりに目を向けることには不安を伴いますが、自身の死や、自分の意思を自分で伝えられなくなった時のことを想定して、生前の元気なうちに自分の希望や要望を整理しておくことで、その不安は軽減され、人生を前向きに生きようとする意欲が生まれるものと考えられます。
- ・この条例が終活に取り組む市民に敬意を表し、これを支援していくものであることを発信しています。

(目的)

第1条 この条例は、終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・市民一人ひとりが、人生の最期まで、健康で安心した生活を送ることができるよう終活支援していくことを、本市の姿勢として明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 自らの死と向き合い、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市民の終活に係る事業又は士業を営む者をいう。

【解説】

- ・本条では、用語の定義を規定しています。
- ・「終活」は、人生の終わりに向けて、自身の死と向き合い、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動です。一例として、身の回りのものの整理(生前整理)、医療の希望、介護の希望、葬儀・納骨に関する事、財産の振分けに関する事などがあります。
- ・「市民」は、市内に住んでいる者を意味します。国籍を問いません。
- ・「事業者等」は、葬儀・納骨を行う市内の葬祭事業者や、遺品整理などを行う清掃事業者、遺言書の作成や死後事務委任などに関する相談窓口となる司法書士、弁護士等を意味します。

(基本理念)

第3条 終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を構築すること。
- (2) 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

【解説】

- ・本条は、市及び事業者等による終活支援の共通する基本理念を定めています。
- ・市民が取り組む終活の内容はさまざまです。そのため、市民が一人ひとりの考え方に沿った終活を実現できる体制を構築していきます。
- ・終活の内容は、時代の変化とともに多様化していきます。高齢の方々の実態を把握しながら、市民

が必要とする施策を実施していくことを示しています。

- ・市民一人ひとりの終活に対する考え方はさまざまです。市民個々の終活に対する多種多様な考え方と、それに対する取り組みを尊重し、理解を深めることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

【解説】

- ・市は、第3条に定める基本理念を念頭に置きながら、終活支援に関する施策を総合的に推進していくことを示しています。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・終活を進めるためには、事業者等の協力は欠かせないものです。時代の変化とともに多様化していく終活の内容に適時対応するため、事業者の役割を定めています。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自己の将来への不安を軽減し、及び周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それぞれが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

- ・終活を行うことで、これまでの生き方を振り返ることができ、やり残したことや、これからやってみたいことなどを整理するきっかけとなります。また、これからの生き方が明確になり、将来への不安を軽減させることができます。これらのことは、いざという時、残る親族などの負担軽減にもつながります。
- ・終活を実施する必要性や取り組むタイミングは、一人ひとりが置かれている状況により様々であるため、自らのタイミングで終活に取り組むよう努めるものとしています。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 終活に関する相談支援
- (2) 終活に関する情報の収集及び広報
- (3) 終活に関するイベントの開催
- (4) 市民が終活に取り組みやすい環境整備
- (5) その他市長が必要があると認める施策

【解説】

- ・本条は、事業者等と連携して実施する終活支援に係る市の施策を定めています。
- ・「終活に関する相談支援」とは、主として専門の相談員「わたしの終活コンシェルジュ」が、終活に関する疑問や不安について、アドバイスを行うなどして支援していくことを意味します。
- ・「終活に関する情報の収集及び広報」とは、時代の変化とともに多様化する終活に関する情報を適時収集し、市の広報や高齢のひとり暮らしの方に向けた冊子の発行などにより、周知に努めていくことを意味します。
- ・「終活に関するイベントの開催」とは、終活に関わる講師を招いた講演会や、終活講座などのイベントを開催することを意味します。
- ・「市民が終活に取り組みやすい環境整備」とは、一人ではなかなか取り組みにくい終活について、市民が主体となって集う機会を創出するなど、市民がより積極的に終活に取り組むことのできる環境を整備することを意味します。
- ・「その他市長が必要があると認める施策」とは、第1号から第4号まで以外で、終活を支援するために必要な施策を意味します。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・終活を支援するために、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講じることを定めています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

・施行時点において規則は定めておりませんが、必要に応じて規則を定めることを規定しています。

(附則)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。